

中学校入学時における運動部活動による通学区域変更許可制度について

2022年（令和4年）4月 1日

明石市教育委員会事務局

学校教育課 保健体育係

対 象

令和4年度に明石市内在住の小学校6年生児童

趣 旨

小学校在学中に継続的に行っていた活動の運動部活動が、就学する予定の中学校に設置されていない場合、その部活動が設置されている近隣の中学校への就学を、明石市教育委員会が条件付きで認める。

概 要

1 許可基準

- (1) 対象児童が中学校に入学する際、小学校在学中に行っていた活動の運動部活動が、本来就学する予定の中学校になく、中学校入学後も活動を続けたい意志が本人に強くある場合。
- (2) 小学校在学中に、週1回程度かつ2年間以上継続し、各種団体やクラブ等で活動した実績がある場合。または、それに準ずる実績があると、明石市教育委員会が認めた場合。
- (3) 通学距離が最も短い中学校を明石市教育委員会が指定し、それに同意する場合。

2 通学方法（安全対策）

- (1) 登下校の安全確保については、保護者の責任による。
- (2) 自転車での登下校は認めない。（魚住中学校区については別途協議する）
- (3) 徒歩での登下校が困難な場合は、公共交通機関を利用する。
- (4) 通学にかかる費用は、自己負担（保護者負担）とする。

3 許可期間

中学校卒業まで

4 退部・休部した場合

指定された中学校在学中に、当該部活動を辞めたり、正当な理由なく長期間休部したりした場合は、原則、本来の通学区域である中学校へ転校する。

5 申請方法

- (1) 面接

- ・明石市教育委員会と保護者及び対象児童との面接を行う。
- ・保護者は、申請期間内に明石市教育委員会へ連絡し、面接を申し込む。

(2) 関係書類の提出

- ・明石市教育委員会HPから下記書類をダウンロードし、保護者は期間内に提出する。
 - ① 入学時における運動部活動による通学区域外就学誓約書（別紙1）
 - ② 証明願（入学時における運動部活動による通学区域外就学申請）小学校長用（別紙2）
 - ③ 証明願（入学時における運動部活動による通学区域外就学申請）クラブ用（別紙3）※必要に応じて、②もしくは③のどちらかを提出する。

6 留意事項

- (1) 通学区域の変更は、申請すれば必ず許可されるものではない。
- (2) 対象児童及びその保護者は、就学する中学校を指定することはできない。希望する運動部活動を設置している近隣中学校が複数ある場合は、通学距離が最も短い中学校を明石市教育委員会が指定する。
- (3) 本制度は、指定された中学校において当該部活動が卒業時まで存続することや顧問など指導者の変更がないことを保証するものではない。
- (4) 保護者は、指定された中学校の教育活動やPTA活動に協力しなければならない。

7 申請及び許可にかかるスケジュール

- (1) 令和5年4月中学校入学にかかる申請期間
令和4年7月1日（金） ～ 令和4年9月30日（金）
※上記期間内において、保護者は「5 申請方法」による手続きを経ること。
- (2) 「5 申請方法」の「(1) 面接」実施後、明石市教育委員会（学校教育課）から保護者に対して、就学指定校を書面にて通知する。
- (3) 保護者は、「5 申請方法」の「(2) 関係書類の提出」により、申請期間内に必要書類を明石市教育委員会（学校教育課）へ提出する。
- (4) 保護者から関係書類の提出を受け付けた後、明石市教育委員会（学校教育課）が通学区域の変更が妥当であると判断した場合は、保護者に対して、通学区域変更許可を書面にて通知する。
- (4) 保護者は、明石市教育委員会（総務課学事係）に、区域外就学許可を申請する。（10～11月）
- (5) 明石市教育委員会（総務課学事係）が、保護者へ通学区域変更許可を「就学通知書」にて通知する。（1月頃）

8 問い合わせ先

明石市教育委員会事務局 学校教育課 保健体育係
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
TEL：078-918-5055